

鹿児島県森林環境税構想〔第4期〕



令和元年11月

鹿児島県

目 次

1	趣 旨	1
2	現行制度の概要	1
	（1）税の目的	
	（2）課税方式及び税収額	
3	森林環境税関係事業の実績と成果	2
	（1）森林 ^{もり} にまなびふれあう推進事業	
	（2）森林 ^{もり} をまもりそだてる整備事業	
4	今後の森林環境税のあり方	6
	（1）必要性	
	（2）課税方式	
	（3）税率	
	（4）課税期間	
5	森林環境税関係施策の方向性	7
	（1）基本的な考え方	
	（2）各施策	
	① 森林（もり）にまなびふれあう	
	② 森林（もり）をまもりそだてる	
	（3）森林環境譲与税との関係	
6	名称の変更	9

1 趣 旨

本県では、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を推進するため、これらに要する経費の財源を確保することを目的として、平成16年6月、「鹿児島県森林環境税条例」を制定しました。

鹿児島県森林環境税は、平成17年度から平成31年度（令和元年度）までの3期15年間にわたり、この財源を活用して、里山林の整備や間伐の促進、施設整備における県産材の利用などの森林環境の保全を図るための施策や県民参加による森林づくりの推進、森林ボランティアの育成などの森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るための施策を県民と一体となって行ってきました。

森林環境税の課税期間は、条例第3条及び第4条において平成31年度（令和元年度）までと定められています。

このため、今般、これまでの取組等を踏まえ、森林環境税制度の今後のあり方について第4期構想を策定しました。

2 現行制度の概要

(1) 税の目的

森林環境税は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、導入しています。

(2) 課税方式及び税収額

① 課税方式

個人に係る森林環境税は、森林環境税条例第3条の規定により、住民税のうち県民税の均等割額に500円を加算し、負担いただいています。

法人に係る森林環境税は、森林環境税条例第4条の規定により、法人県民税の均等割額に対し5%相当額を加算し、負担いただいています。

② 税収額

森林環境税の税収は、個人県民税の徴収事務を行う市町村へ交付する徴収取扱費を差し引いたすべての金額を森林環境税関係事業に充当しています。

(単位：百万円)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	合 計
税 収 額	428	446	443	448	454	2,219
徴 収 取 扱 費	△ 18	△ 18	△ 18	△ 19	△ 19	△ 92
森林環境税関係事業費 (うち地方創生推進交付金充当額)	409 (-)	428 (-)	425 (-)	435 (6)	440 (6)	2,137 (12)

(注) H27～30年度は最終予算額、平成31年度は当初予算額

3 森林環境税関係事業の実績と成果（平成27年度～平成30年度【4年間】）

森林環境税制度創設の趣旨や目的に則して、「森林にまなび森林とふれあう（森林にまなびふれあう推進事業）」と「森林をまもり森林をそだてる（森林をまもりそだてる整備事業）」を2つの柱として各種の施策を展開しました。

森林にまなび森林とふれあう (森林にまなびふれあう推進事業)	124,477(5,859)千円
森林をまもり森林をそだてる (森林をまもりそだてる整備事業)	1,572,451()千円
計	1,696,928(5,859)千円

※ 括弧内の金額は地方創生推進交付金充当額で内数

(1) 森林にまなびふれあう推進事業

広く県民の皆様に森林・林業に対する理解を深めていただくとともに、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、森林にふれあう機会の提供、森林環境教育の実施、県民が自ら行う森林・林業に関する学習・体験活動、多様な主体による森林づくり活動などを支援しました。

① 事業実績

事業名	事業内容	事業量
森林とのふれあい推進事業	「みどりの感謝祭」及び「九州森林の日植樹祭」の開催	開催回数 8回 参加者 9,770人
	森林学習・体験活動への支援	応募 183件 助成 142件 参加者 26,835人
	パンフレット等の作成・配布 テレビ・ラジオ広報	20,320部 12回
未来につなぐ森林環境教育推進事業	森林環境教育指導者研修	参加者 139人
	小中学校に対する森林・林業教育の実施（県直営事業，教材作成）	実施校 68校 参加者 4,228人 教材 12,000セット
	学校環境緑化・学校林等活動コンクールの開催	開催回 4回 参加校 88校
	緑の少年団活動発表大会の開催	開催回数 3回 参加団 38団 参加者 649人
多様な主体による森林づくり推進事業	企業による森林づくり活動への支援	参加企業 15社
	森林ボランティア団体の森林づくり活動への支援	参加団体 6団体
	森林ボランティア技術研修の実施	参加者 923人



【みどりの感謝祭】



【森林・林業に関する学習・体験活動】



【緑の少年団活動発表大会】



【企業による森林づくり活動】



【森林ボランティアの育成】

② 成果

県民自らが行う森林・林業に関するふれあい活動の支援や森林環境教育の実施等により、森林の有する公益的機能の重要性や森林整備の必要性等に理解が深まるとともに、森林ボランティア団体や企業など多様な主体による自発的な森林づくり活動が行われるなど、森林を守り育てるという意識が高まってきています。

◆ 森林・林業に関する学習・体験活動への参加者数

県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動には、多くの方々に参加いただいています。一方で、未来の森林づくりを担う「緑の少年団」の団員数は、児童数の減少などの影響で減少傾向にあり、より一層の支援が求められています。

○ 森林の体験活動への参加者数

65,149人（H26年度末累計）→91,984人（H30年度末累計）

○ 緑の少年団員数・団数

1,689人・70団（H27年度）→1,576人・68団（H30年度）

◆ 森林ボランティア登録者数の増加

自主的に森林づくりや地域の緑化活動に参加する森林ボランティアの登録者数は増加してきており、森林ボランティアが活動を通じて学んだことが県民に広がり、県民参加の森林づくりにつながってきています。

○ 森林ボランティア登録者数

1,615人（H26年度）→2,205人（H30年度）

(2) 森林をまもりそだてる整備事業

良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民が森林の恩恵を享受することができる多様で健全な森林を育成するため、再造林・間伐等の森林整備，里山林等における森林の景観整備などを行いました。

また，モデル的な木造施設の整備や木製品の開発支援等を行うとともに，木材に触れ親しむ機会を創出し，県民に木の良さや特性を理解していただく取組を行いました。

① 事業実績

事業名	事業内容	事業量
未来につなぐ森林づくり推進事業	再造林等の実施	実施面積 1, 443ha
	間伐等の実施	実施面積 2, 197ha
	森林づくり情報の収集	実施件数 66, 476件
	間伐機械等の整備	助成件数 57件
	作業路網等の整備	開設延長 32.5km
	森林づくり推進員による間伐等の督励活動	活動日数 16, 309日
里山林総合対策事業	地域特性を生かした里山林整備	実施箇所 11箇所
	松林の樹種転換	実施材積 871m ³
	マツ枯損木の伐倒・除去	実施材積 9, 649m ³
	マツへの薬剤の樹幹注入	実施本数 1, 425本
	雑木竹林の伐採整理	整備面積 20ha
木のあふれる街づくり事業	県産材によるモデル製品等の設置・整備	助成件数 29件
	木製品の開発・普及	助成件数 13件
	県産材による机・椅子等の整備	助成数 247セット
	県産材による空間整備	助成件数 15件



【再造林・間伐等の森林整備】



【地域特性を生かした里山林整備】



【雑木竹林の伐採整理】



【県産材によるモデル製品等の
設置・整備】



【木製品の開発・普及】

② 成果

里山の整備や間伐・再造林の推進，地域特性を生かした森林整備等により，県土の保全や地球温暖化の防止など，森林の有する公益的機能が発揮されています。

また，モデル的な木造施設等の整備や小中学校における木製机・椅子の整備等により，県産材の利用が広がり，県民が木とふれあう機会が増加してきています。

◆ 間伐による森林の公益的機能の維持増進への貢献

間伐は，樹木の成長を促進し，下層植生の繁茂により地表の侵食を防止することなどにより災害に強い健全な森林をつくとともに，地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の発揮に大きく貢献しています。

森林環境税関係事業により間伐を推進し，公益上重要な森林の整備が図られています。

○ 間伐面積及び二酸化炭素吸収量

14,375 ha (H27～30年度) → 約136千t-CO₂/年

※ 間伐を行うと，残存木の成長が促進され，その分二酸化炭素をより吸収します。吸収される二酸化炭素の量は，木の成長に比例するため，木の成長量や容積密度，炭素含有率などから計算することができます。森林環境税を活用した分を含め，平成27年度から平成30年度までに本県で実施した間伐により，令和元年度においては，約136千トンの二酸化炭素が吸収されます。

◆ 再造林による森林づくりの推進

人工林の伐採跡地における再造林は，森林の持つ多面的機能の発揮や森林資源の循環利用を促進するための重要な施業の一つです。

森林環境税関係事業を活用し，再造林が円滑に進むよう様々な支援策を講じたことにより，年々，再造林面積は増加しています。

○ 再造林面積

212 ha (H26年度) → 522 ha (H30年度)

◆ 木とふれあう機会の創出

森林環境税関係事業でモデル的な木造施設等や小中学校において木製机・椅子を整備したことにより，県民が直接，木の良さにふれあう機会が増加しています。



【商業施設への木製ベンチの設置】



【小中学校への木製机・椅子の設置】

4 今後の森林環境税のあり方

(1) 必要性

本県では、九州で最も早く森林環境税を導入し、各種施策を展開してきた結果、森林づくり活動への参加等を通じて県民の森林を守り育てる意識が高まるとともに、間伐等の森林整備が進み、併せて県産材の利用が促進されるなど、税の目的に沿った成果が上がってきています。

このような中、将来にわたって森林の有する多面的かつ公益的な機能の維持・増進を図っていくためには、近年伐採が進みつつあるスギ・ヒノキ人工林における再造林等を推進するとともに、里山林など地域特性を生かした森林づくりを促進することが重要となっています。

また、森林環境税を活用した事業の実施により、県民の木材の利用に関する意識は高まりつつありますが、更なる意識の醸成を図るためには、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」に取り組むことが重要であると考えています。

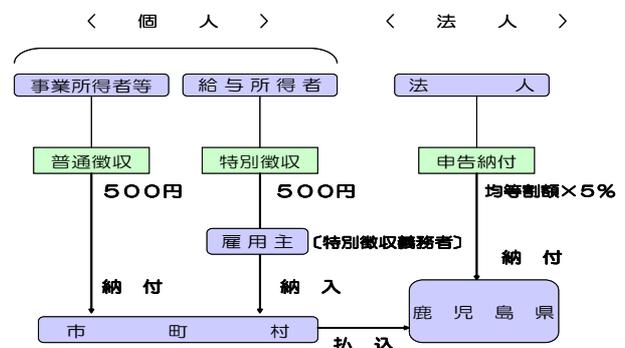
このようなことから、県としては、県民共通の財産である本県の森林を県民一体となって守り育て、持続可能な資源として、より良い姿で次世代に引き継いでいくため、県民の御理解をいただきながら、引き続き、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策を推進していくことが重要であり、今後も、森林環境税制度の継続が必要であると考えています。

(2) 課税方式

森林の持つ公益的機能はすべての県民が享受していることから、受益者である県民の皆様に幅広く負担いただくことが適当であると考えており、課税方式は、これまでと同様、県民税超過課税方式で行うこととします。

(3) 税率

個人と法人が森林から受ける受益の程度の違い等を勘案し、これまでと同様、個人については500円、法人については県民税均等割額の5%相当額とします。



(4) 課税期間

課税期間については、5年間とします。

5 森林環境税関係施策の方向性

(1) 基本的な考え方

水源のかん養，災害の防止，地球温暖化の防止，生物多様性の保全等の森林の有する公益的機能の重要性やこれまでの森林環境税関係事業の成果，森林・林業等の情勢にかんがみ，森林の有する公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため，今後とも，「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」，「森林環境の保全」の2つの目的の達成に向け施策を推進します。

具体的には，「森林（もり）にまなびふれあう」施策として，森林にふれあう機会の創出や森林環境教育の推進，多様な主体による森林（もり）づくりの促進，木とふれあう環境づくり，「森林（もり）をまもりそだてる」施策として，未来につなぐ森林（もり）づくり，里山林等の保全・管理の促進に取り組みます。

(2) 各施策

① 森林（もり）にまなびふれあう（森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成）

ア 森林にふれあう機会の創出

県民の森林・林業に対する理解を深めるため，森林・林業に関する学習や体験活動を支援するとともに，身近な森林を活用し，県民が樹木や水辺，小動物などの自然に触れ，ゆとりや癒しを享受する機会の創出に努めます。



イ 森林環境教育の推進

未来を担う子どもたちが，森林・林業の果たす役割や重要性について理解を深め，将来にわたって森林を守り育てる意識の醸成が図られるよう，体験活動をはじめとした森林環境教育を推進します。



ウ 多様な主体による森林（もり）づくりの促進

自治会やNPO，企業などが行う森林づくりを支援するとともに，それらを牽引する森林ボランティアの育成を図り，多様な主体による森林づくりを促進します。



エ 木とふれあう環境づくり

県産材を利用することが森林の持つ公益的機能の発揮に貢献することについて県民の理解を深めるため、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」、多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設の整備、木製品の開発等を通じた取組を支援します。



② 森林（もり）をまもりそだてる（森林環境の保全）

ア 未来につなぐ森林（もり）づくり

多様で健全な森林を育成するため、再造林の低コスト化や意欲のある森林所有者が行う再造林、間伐や路網の整備などを支援します。



イ 里山林等の保全・管理の促進

県民の生活に密接な関わりを持つ里山林等の環境保全を図るため、雑木竹林やマツ枯損木の伐採整理、森林病虫害被害の防止、倒伏のおそれのある危険木の除去などの対策を促進します。



(3) 森林環境譲与税との関係

森林環境譲与税については、市町村が行う森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされています。

一方、森林環境税については、これまでどおり、条例の目的である「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」、「森林環境の保全」を達成するための施策のうち、国庫補助事業や森林環境譲与税等を活用して実施する取組や地方自治体の基本財産の造成につながる取組を除くもので、個々の市町村でなく県全域で実施した方が、効果発揮が期待される施策に充当することとし、用途の重複は行わないこととします。

6 名称の変更

県の森林環境税は、「鹿児島県森林環境税条例」に基づき、平成17年度から県民の皆様にご負担いただいています。

一方、国においては、平成31年3月に制定されました「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から国税としての森林環境税の課税が開始されることとなっています。

県としましては、県の森林環境税と国の森林環境税との混同を避ける必要があることから、平成29年12月に制定されました「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例」の通称である「かごしまみんなの森条例」を踏まえ、県の森林環境税の名称を「みんなの森づくり県民税」（仮称）に変更します。

資 料 編

- 1 本県の森林・林業の現状 資料－ 1
- 2 森林の持つ多面的かつ公益的機能 資料－ 4
- 3 他県の導入状況 資料－ 5

1 本県の森林・林業の現状

(1) 森林資源

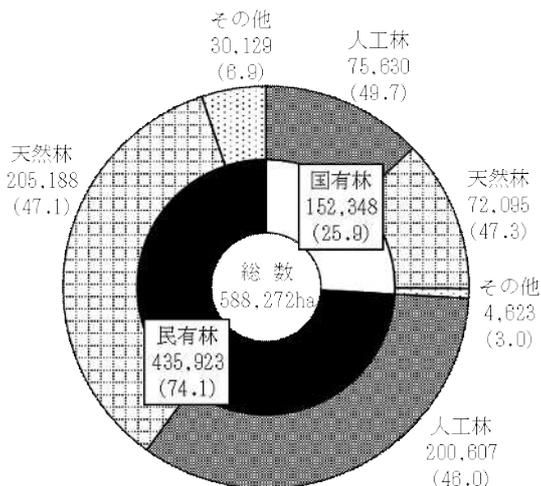
本県の県土の64%に相当する58万8千haは森林面積であり，そのうち47%の27万6千haは人工林です。森林資源の蓄積量は，約1億6千万 m^3 であり，毎年，約250万 m^3 ずつ増加しています。

また，県内のスギ・ヒノキ人工林の齢級構成は，10齢級（46～50年生）をピークとした山型となっており，そのうち間伐の対象となる4～9齢級（16～45年生）の森林は全体の約3割を占めており，今後，その割合は減少する見込みです。

一方，建築用材等として利用可能な31年生（7齢級）以上の森林は，全体の約9割を占めており，今後もその割合は増加する見込みです。

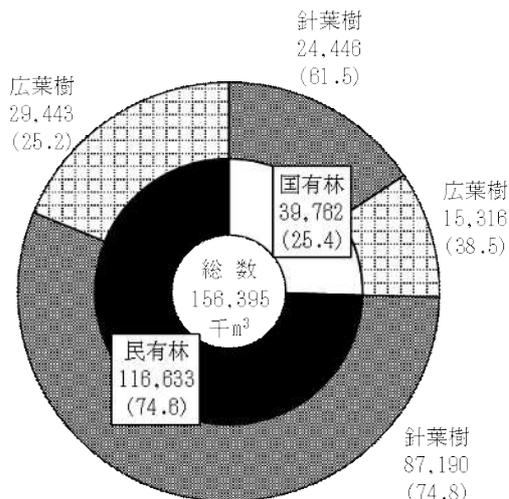
【森林面積】

総面積：588,272ha（県土の64%）



【森林蓄積】

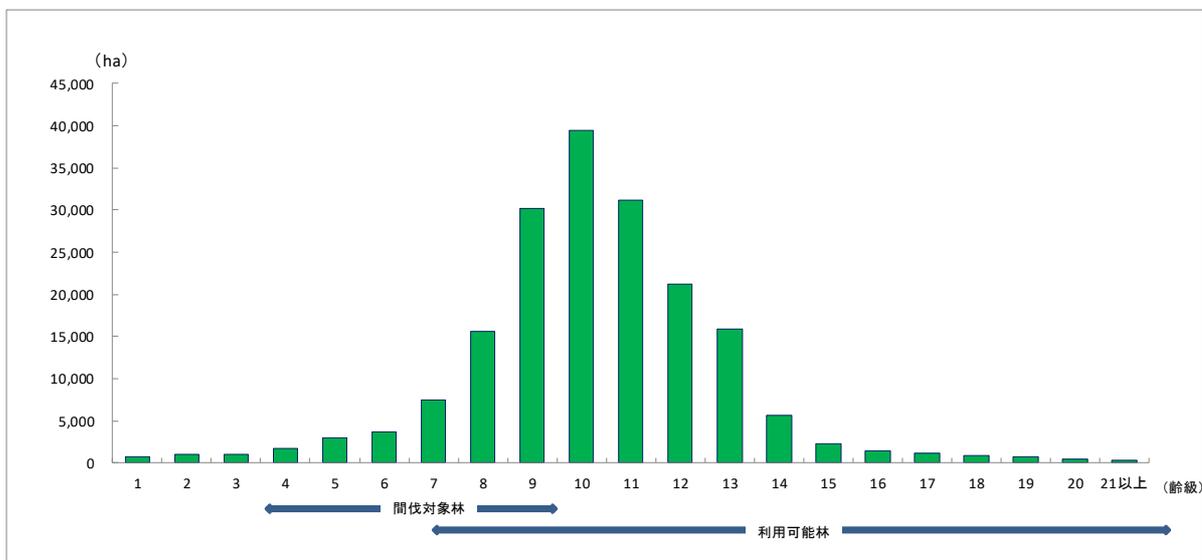
総蓄積：156,395千 m^3



（平成30年4月1日現在）

資料：平成30年度県森林・林業統計

【スギ・ヒノキ人工林の齢級別面積】



（注）齢級とは林齢を5年ひとくくりにし，林齢1～5年生を1齢級，6～10年生を2齢級と数える。

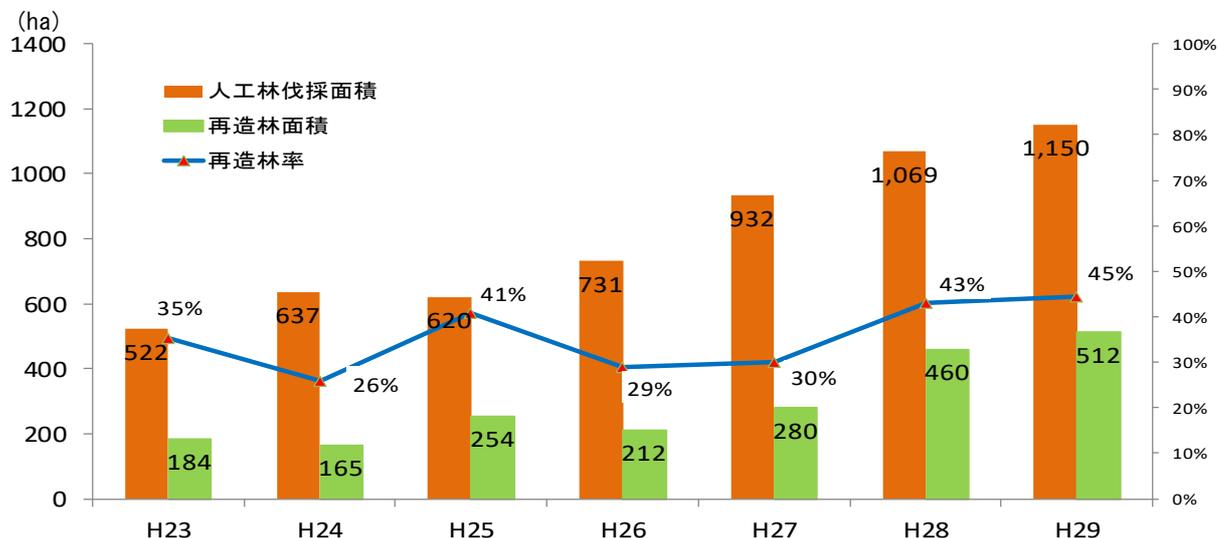
（平成30年4月1日現在）

資料：森林経営課

(2) 森林の整備

本県のスギ・ヒノキ人工林は本格的な利用期を迎えており，木材需要の増加に伴い，人工林の伐採面積は年々増加していますが，一方で，不在村森林所有者の増加，木材価格の低迷等による経営意欲の低下，林業労働力不足などから，人工林の伐採跡地で再造林が行われる割合は，4割程度となっています。

【人工林伐採面積と再造林面積の推移】



資料：森林経営課

(3) 木材の需要量・供給量

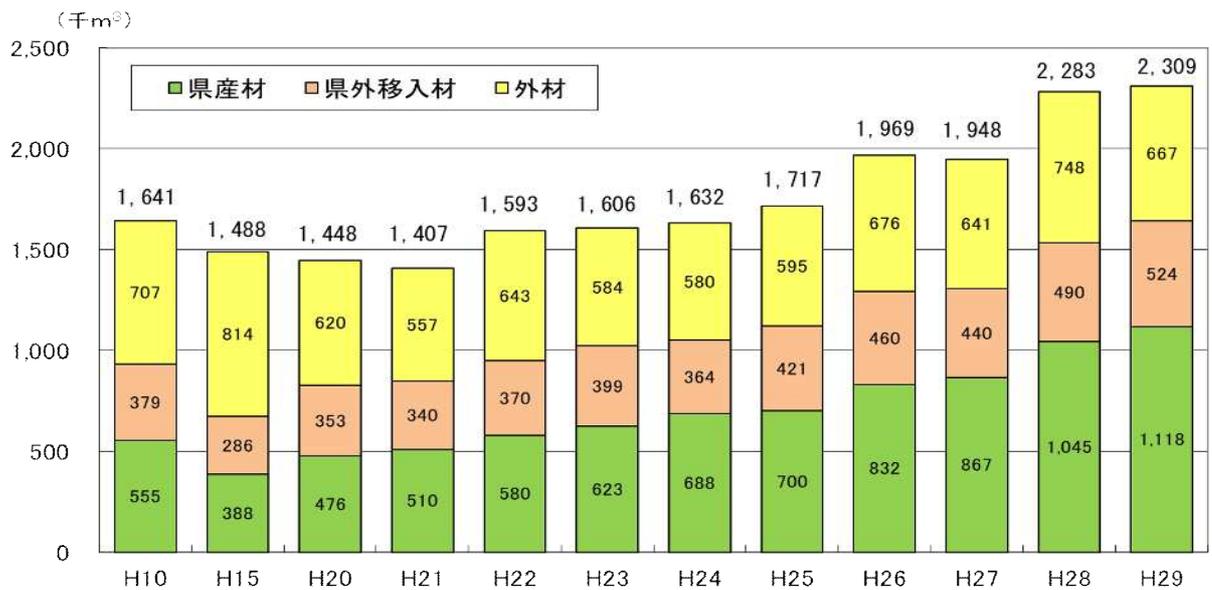
本県の木材需要量は平成29年度は230万9千 m^3 で，その内訳は一般用材（製材用，合板用）が42%，チップ用が39%，木質バイオマス発電施設の原料用の燃料材が48%となっています。木材供給量の内訳は，県産材が48%，県外移入材が23%，外材が29%となっており，外材のほとんどはチップ材として輸入されています。

【本県における木材需要量の推移】



資料：平成30年度森林・林業統計

【本県における木材供給量の推移】

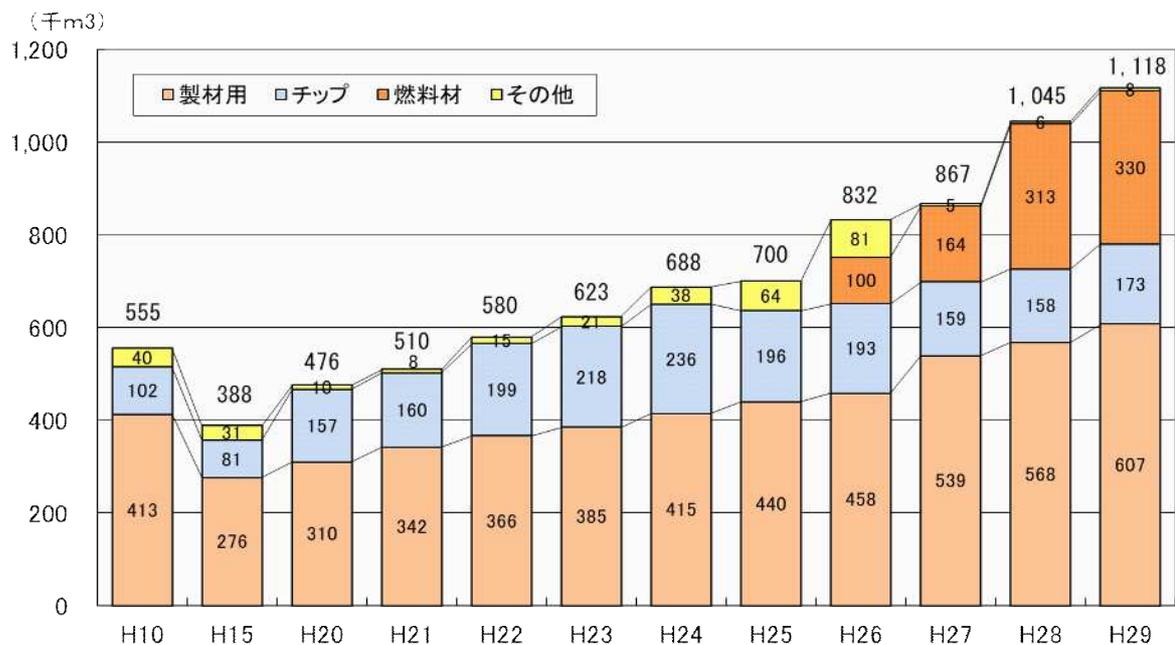


資料：平成30年度森林・林業統計

(4) 県産材の生産量

県産材生産量については、近年、森林資源の充実や木材需要量の増加に伴い、平成28年度は25年ぶりに100万m³を越え、平成29年度は111万8千m³となりました。用途別生産割合は、55%が製材用、15%がチップ用、30%が燃料用となっています。

【県産材生産量の推移（用途別）】

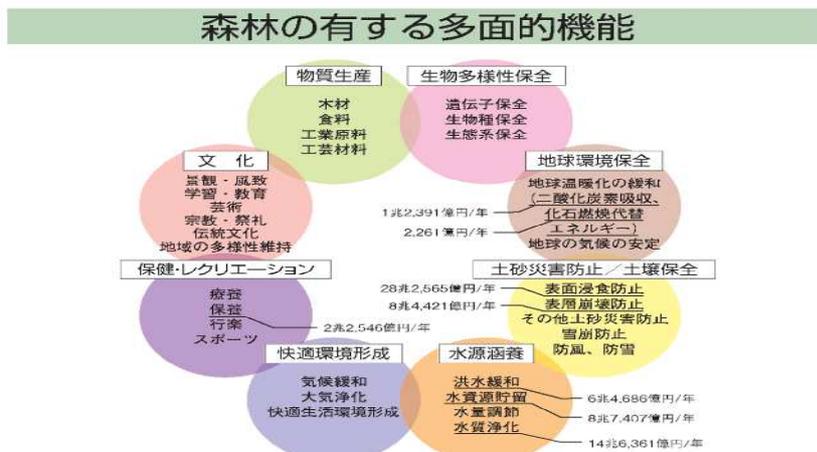


資料：平成30年度森林・林業統計

2 森林の持つ多面的かつ公益的機能

(1) 森林の有する多面的機能

我が国の森林は、水源かん養、山地災害防止、生物多様性保全、木材生産などの多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献しています。

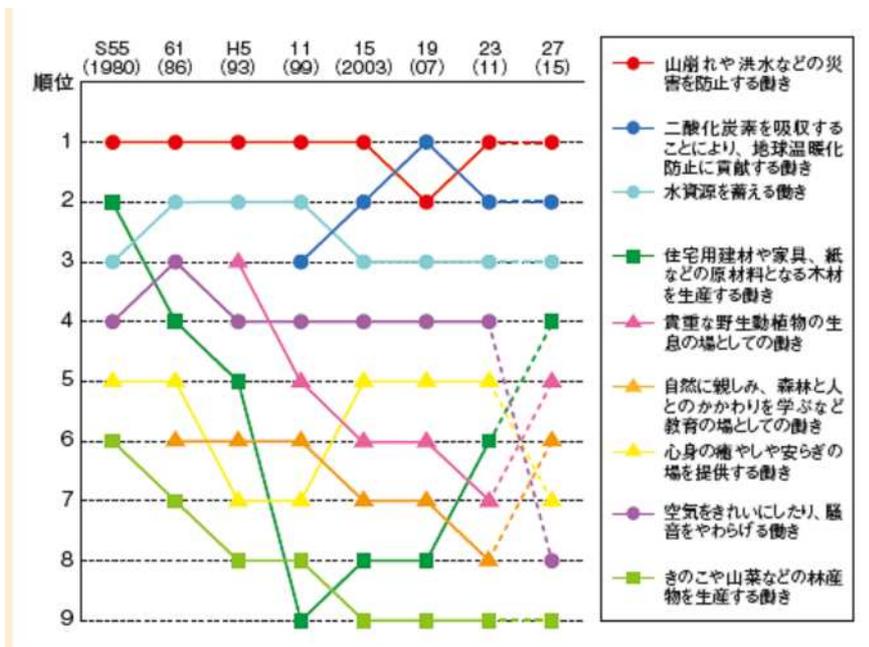


資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

(2) 国民が森林に期待する役割

森林の持つ多面的機能に対する国民のニーズも多様化してきており、なかでも、山地災害防止や地球温暖化防止に対する期待が高くなっています。

【森林に期待する役割の変遷】



注1：回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答である。

注2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除き記載している。

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55(1980)年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61(1986)年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5(1993)年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11(1999)年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15(2003)年、平成19(2007)年及び平成23(2011)年)、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)を基に林野庁で作成。

資料：平成30年度森林及び林業の動向
令和元年度森林及び林業施策

3 他県の導入状況

森林整備にかかる地方団体の超過課税の導入状況

区分	団体名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	超過課税(府県民税等均等割)の税率	
					個人	法人
導入済 計37府県	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	宮城県	みやぎ森林環境税	H23.4	H22.3	1,200円/年	均等割額の10%増
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	800円/年	均等割額の8%増
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	1,000円/年	均等割額の10%増
	茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	700円/年	均等割額の7%増
	群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	700円/年	均等割額の7%増
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	均等割:300円/年※	なし
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	500円/年	均等割額の5~12.5%増
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	500円/年	均等割額の5%増
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
	岐阜県	清流の国ぎふ・森林環境税	H24.4	H23.12	1,000円/年	均等割額の10%増
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	400円/年	均等割額の5%増
	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	500円/年	均等割額の5%増
	三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	1,000円/年	均等割額の10%増
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	800円/年	均等割額の11%増
	京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	600円/年	なし
	大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	300円/年	なし
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	800円/年	均等割額の10%増
	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	500円/年	均等割額の5%増
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	500円/年	均等割額の5%増
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	500円/年	均等割額の5%増
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	500円/年	均等割額の5%増
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	700円/年	均等割額の7%増
	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	500円/年	500円/年
	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	大分県	大分県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	500円/年	均等割額の5%増
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	500円/年	均等割額の5%増

※神奈川県は、県民税の均等割に加えて所得割への上乗せ(0.025%)を実施している。

※富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税。